

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定基準

改正 平成25年 8月 1日 福障第1406号
改正 平成27年 2月 5日 子障第2623号

(目的)

1 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師を指定するにあたり、沖縄県社会福祉審議会が沖縄県知事に対し意見を述べるときは、この基準に従って行うものとする。

(審査基準)

2 医師の指定にかかる審査基準は次のとおりとする。

(1) 医籍登録日

原則として耳鼻咽喉科及び眼科については免許取得後3年以上、その他の診療科については免許取得後5年以上とする。なお、離島地域等については、地域性を考慮して、免許取得後の年数を耳鼻咽喉科及び眼科は2年以上、その他の診療科は3年以上とする。

(2) 医師の職歴

病院又は診療所において、3に掲げる各障害の医療に関係のある診療科において診療に従事し、原則として耳鼻咽喉科及び眼科については、経験年数1年以上、その他の診療科については、経験年数3年以上を有する者とする。

(3) 専門性の確保

医師の主たる研究歴、業績、学会加入等を参考とする。

ただし、聴覚障害に係る医師については、原則として、日本耳鼻咽喉科学会耳鼻咽喉科専門医である者とする。

(4) その他

上記(3)によりがたい場合は、地域性等を考慮する。

(診療科名)

3 各障害に該当する診療科名は原則として次のとおりとする。

障 害 区 分	関 係 の あ る 診 療 科 名
視覚障害	眼科、脳神経外科、神経内科 注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科 注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平 衡 機 能 障 害	耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科
音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科、内科、形成外科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、小児科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、リウマチ科、形成外科
心臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、小児科、泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	内科、呼吸器科、小児科、産婦人科、外科 注) エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

附 則

この基準は、平成25年 8月 1日から施行する。ただし、表中「肝臓機能障害」に係る部分については、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年 4月 1日から施行する。